

桜川市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、桜川市地域公共交通会議設置要綱（平成19年桜川市告示第68号。以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、桜川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、桜川市市長公室企画課長をもって充てる。

3 事務局員は、桜川市市長公室企画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、桜川市文書管理規程（平成17年桜川市訓令第4号）の例による。

(会長印の取扱い)

第6条 交通会議の会長印の管理者は、事務局長とする。

2 交通会議の会長印の取扱いについては、桜川市公印規則（平成17年桜川市規則第7号）の例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定め

る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。